

ポイント

(書面議決に関する運営委員会運営細則の制定)

- 平成30年2月に開催された運営委員会において、運営規程の一部改正を行い、やむを得ない事情により会議を開く余裕がないと認められるときの議決の方法(いわゆる「書面議決」)について、新たに規定した。
- この書面議決については、運営規程において詳細なルールを規定していないことから、今般、新たに運営細則を制定することとする。具体的には、この運営細則において、
 - (1) 原則として電子メールの送受信により、意見を徴し又は賛否を問うこと、
 - (2) 議決については、運営委員の過半数をもって決すること等を規定する。